

# 〈既存の二酸化炭素消火設備に関する遡及内容について〉

## 《改正内容》

二酸化炭素消火設備には、既存設備を含め、「閉止弁」及び「防護区画等の出入口に危険性に関する標識」の設置並びに「防護区画内の立入り時の閉止弁の閉止等」の維持管理が義務付けられたほか、新設の二酸化炭素消火設備には「起動用ガス容器」、「緊急停止装置」等の設置が義務付けられるとともに、全域の二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物には消防設備士等による点検が義務付けられた。

